

平成20年度

教育に関する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価等報告書

川南町教育委員会

報 告 書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成20年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についての報告書を、川南町教育委員会評価等委員の意見を付記し提出します。

平成21年8月20日

川南町教育委員会

委員長 染川 比呂志

自己点検・評価の考え方

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成20年度から教育委員会の属する事務について、その管理・執行について点検及び評価を行うこととなった。

教育委員会が、地域の教育課題に応じた基本的な教育の方針・計画を策定し、これに即して実施した政策について、政策効果をしっかりと把握し、必要性、効率性等の観点から自ら点検・評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに住民に対する説明責任を果たす上でも重要である。

このため、川南町教育委員会においては、平成20年度の自己点検評価を平成21年度に実施することとした。

大項目について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定している点検、評価の対象となる教育委員会の権限に属する事務で教育委員会の活動、教育委員会が管理執行する事務、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の三項目に分類した。

中項目、小項目について

(1)教育委員会の活動

教育委員会の活動は、教育委員会の会議の運営改善、保護者や地域住民への情報発信、首長部局との連携等を点検評価するものとした。

(2)教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行するとされている事務で、教育行政の運営に関する基本方針を定めること等を中項目に設定し、状況を点検、評価するものとした。

(3)教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会が策定した川南町教育基本方針及び、平成20年度「川南町の教育」に記された施策に基づき、教育長が委任を受け事務を推進していることを抜粋し、状況を点検、評価するものとした。

具体的な点検、評価の方法

次の3つの項目に分類した。

シート その1 : 教育委員会の活動

シート その2 : 教育委員会が管理・執行する事務

シート その3 : 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

「シートその3」については、シートの説明欄の説明以外に平成20年度決算書及び決算成果表に関連事項の記載があるので参照していただくこととした。

点検および評価について

点検・評価については、実現度を A から D の 4 段階とし、A は、達成している (100%) B は、ほぼ達成している (約 80%)、C は、概ね達成している (約 60%)、D は、達成していない (50%以下) とした。点検・評価項目にかかげた全ての教育行政施策が重要であることは言うまでもないが、規則や規程の制定、改廃等の項目によっては年度で該当がないことがあるが、その場合は、項目の説明に該当がなかったと記し、評価をしないこととした。